

# 平成29年3月末に 原村太陽光発電システム設置 補助金制度が終了します

住民の皆さんを対象とした、一般住宅向けの「原村太陽光発電システム設置補助金」の制度が今年3月までで終了となります。

この制度は、新エネルギーを活用するシステムの設置費用を支援することにより、地球環境の保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、環境にやさしい村づくりを推進する目的で、平成23年7月から開始しました。これまでに、215件（平成28年12月20日現在）の利用がありました。

## 《これまでの制度の実施状況》

年度	23年度 (7/1~)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (12/20まで)
交付実績						
補助金交付件数(件)	38	64	57	30	22	4
補助金総額(万円)	440	678.4	663.3	347.8	220	40
総出力(kW)	192.39	327.00	282.36	155.78	117.01	20.40
1件当たり平均出力(kW)	5.06	5.11	4.9	5.19	5.32	5.12

新エネルギーを活用する一般住宅用太陽光発電システムの普及が促進され、設置費用も低下してきたため、期限である平成28年度をもって終了します。

## 《補助率と補助限度上限額》

対象経費の10%の範囲内、かつ補助限度上限額20万円  
(村外事業者が施工する場合は、同上限額10万円)

## 《注意点》

補助金の交付決定を受けるためには、**着工前に交付申請書**を提出し、交付決定を受ける必要があります。また、交付決定後、**設置工事及び電力会社との受給契約を終え、領収書等を添付した実績報告書**を、**平成29年3月31日までに提出いただくことが要件**となります。

なお、過去にこの制度を利用された方は、対象となりません。現在お考えの方は、早急に手続きをしてください。

☎建設水道課環境係  
79-7933(直通)

「長野県景観規則」の改正により、一定面積を超える「太陽光発電施設」を建設しようとする時は、着手予定日の30日前までに「景観法及び長野県景観条例に基づく行為の事前届出(※)」の提出が必要になります。景観育成基準に則り、県で審査します。  
詳しくは、諏訪地方事務所 建築課(☎57-2923)までお問い合わせください。  
※建築物や工作物の建築だけではなく、建築物の壁を塗り直す時などでも、届出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

# 剪定枝置き場の 利用ルールをご確認ください



村の剪定枝置き場は、住民の皆さんが個人で切り落とした自宅の庭木の枝や、伐採木の処分方法としてご利用いただいています。ごみに出して処分するのではなく、木材チップとして再利用を図るほか、野焼きを防ぐことを目的に行っています。  
利用方法は、電話でお申し込みいただいている持ち込みとなります。しかし、剪定作業を請け負った業者による利用や置き場等の利用方法を守らない事案が後を絶たず、村で負担する費用も拡大しています。  
村では、木材の再利用や利用者の利便性を継続するために、置き場の利用ルールについて呼び掛けを行っています。利用方法を下記のとおり統一しますので、資源物の分別方法のひとつとして今一度、ご確認ください。

## ▶回収できるもの

庭木の剪定枝、伐採木等、建築用等に加工されていない木材

## ▶ご利用方法

- 直径15cm以内、長い枝は約1mに切断する。  
※各戸に配布しました、「ごみ・資源物分別の手引き」9ページに掲載している剪定木の内容は改訂しますので、新たな利用方法に従いご利用をお願いします。
- ひも等で束ねない。
- 土や石は落としてから搬入する。
- 西側奥から、枝先の向きをそろえて置いていく。
- 業者に依頼して伐採したものや、業者が搬入するものは受け入れておりません。伐採後の処分についても業者へ依頼するようにしてください。



※剪定枝については諏訪南清掃センターへ持ち込むこともできますが、持ち込みの基準は村と異なりますので、必ず諏訪南清掃センター(☎71-1633)までお問い合わせください。

☎・申込先建設水道課 環境係 ☎79-7933(直通)



●表紙写真/  
「原村消防出初式・表彰式」  
1月8日、原村消防出初式・表彰式が行われ、消防団員が参加しました。中央公民館駐車場で機械器具点検等を行い、役場駐車場まで分列及び車両行進で移動しました。役場駐車場では、庁舎に向け祝水の一斉放水が披露されました。整然とした雰囲気の中、沿道からは団員に手を振ったり写真を撮影する姿が見られました。  
なお、長野県消防協会長、諏訪消防協会長、原村消防団長、原村長表彰受賞者の皆さんについては、15ページをご覧ください。

## ■人の動き

・人口	7,912人 (-6)
・男	3,948人 (+5)
・女	3,964人 (-11)
・世帯数	3,175世帯(-5)
・転入	20
・転出	20
・出生	6
・死亡	14

平成29年1月末現在。  
( )内は前月比。



# 日ごろから、健康の維持・増進のため 医療機関の適正受診を心がけましょう

- 一人ひとりが適正受診を心がければ、医療機関の負担も減り、医療費も節約できます。
- 医療費節約のためにも、年1回は健康診断を受けて健康管理をしましょう。

## 適正受診チェックシート

**① かかりつけ医を持ちましょう**

- 体調が悪くなるとすぐ大病院にかかる
- 医療機関をあちこち変える

・かかりつけ医とは、自分の病歴や体質などを把握していて、何かあったらまず相談すると決めている医師のことです。

・大病院にかかる時は紹介状をもらいましょう。また、本当に高度な医療が必要な、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

**② 重複受診はやめましょう**

- 同じ病気でも医療機関を変える
- 体調が悪化したわけではないが、頻繁に受診する

・重複受診とは、同じ病気で複数の医療機関にかかることです。

・重複受診は危険です。同じような検査や処置が行われ、時間と費用がかかるだけでなく、投薬などを繰り返すことでからだへの負担や副作用も心配されます。治療に不安がある時は、かかりつけ医に納得いくまで話をしましょう。

**③ 時間外受診はやめましょう**

- 昼間は仕事だから、休日や夜間に受診する

・時間外受診とは、診療時間と決められている時間以外に受診することです。

・時間外受診は医師の負担になる上、割増料金もかかり、急病人の治療に支障をきたす恐れがあります。

・子供の急病で受診に迷ったら、下記に電話をしましょう。

**■ 小児救急電話相談 #8000**

**④ お薬手帳を活用しましょう**

- 処方された薬の記録を残していない
- 薬が余っている

・お薬手帳とは、処方された薬の名前などを記録できる手帳です。

・かかりつけ薬局を持ちましょう。かかりつけ薬局とは、処方せんをもらったら必ずそこで調剤してもらうと決めている薬局です。

・かかりつけ薬局を持つことで、薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらえ、薬歴を把握した上でのアドバイスが受けられます。

**⑤ ジェネリック医薬品の利用をお勧めします**

- ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用したことがない

・ジェネリック医薬品とは、特許期間が過ぎた新薬と同等の効能・効果を持つ医薬品のことです。開発費が抑えられるため、新薬より安価です。

・ジェネリック医薬品に変更したい時は、変更したい意思を医師や薬剤師に伝えましょう。

・ジェネリック医薬品に変更する際は、薬の特徴、副作用などの説明を聞き、納得してから選びましょう。

**⑥ 第三者行為で受診をした**

**国保(加入している保険者)に届け出をしましょう**

# 農業経営者のための 収入保険制度のご案内

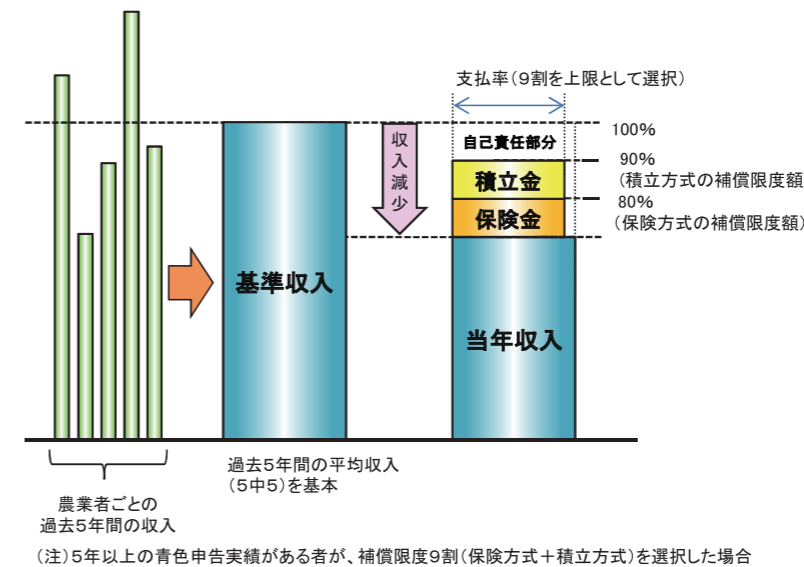
国において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

この制度は、国で導入が決定された段階であり、今後法整備等の準備段階に入るため、制度開始の具体的な時期は現在未定です。(収入保険の加入申請の受付開始時期は、平成30年秋頃を予定しています。)今回、本制度が実施される前に、加入を希望する方に事前に準備していただく内容等についてご案内します。

## ＜収入保険制度の具体的な仕組み＞

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

- ◆青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です。
  - ※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。
- ◆当年の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を補てんします。
  - ※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。
  - ※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
  - ※「掛け捨ての保険方式」に「掛け捨てとしない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- ◆農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)
  - ※保険料は掛け捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算(補償限度8割)では1%(50%の国庫補助後)です。
  - ※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。



**＜注意事項＞**  
収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

**＜事前に準備していただく内容＞**  
収入保険に加入するためには、青色申告を行っていることが必要ですが、新たに青色申告を始めるには、個人の場合、平成29年3月15日までに税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます。詳しくは、諏訪税務署(☎52-1390)までお問合せください。

**＜その他＞**  
この制度について、ご不明な点は下記まで直接ご連絡ください。

**＜収支保険制度に関する問い合わせ先＞**  
関東農政局長野県拠点  
長野市旭町1108 長野第1合同庁舎  
☎026-233-2500

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(8割が保険方式+1割が積立方式)、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金		補填金額			補填金を含めた当年収入(対基準収入)
保険料は、7.2万円	積立金は、22.5万円	収入減少の程度(当年収入)	補填金の合計	補填金の合計	
合計 29.7万円		30%(700万円)	180万円	90万円	880万円(88%)
		50%(500万円)	360万円	270万円	860万円(86%)
		100%(0万円)	810万円	720万円	810万円(81%)

# 春の全国火災予防運動

3月1日(水)～3月7日(火)

平成28年度全国統一防火標語 『消しましょう その火その時 その場所で』



## ◆春先は火災が発生しやすい季節です

空気の乾燥や季節風により、火災が発生しやすい気候になっています。火気の使用、取扱いには十分注意してください。また、たき火を行うときは気象状況を考慮するとともに**その場を離れず、終わった後は完全に消火してください。**

## ◆火災による死者が多発しています

昨年、原村では火災による死者が2名発生しています。火災からの逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置してください。

## ◆住宅用火災警報器は設置しましたか？



火災による死者の5割以上は逃げ遅れです。その逃げ遅れを防ぐ切り札は、**住宅用火災警報器**です。寝室と台所、また上階に寝室があるときは**階段室**に設置が必要です。ただし、火災はどこで起きるか分かりません。リビング等各部屋に設置しておく心安です。

## ◆住宅用火災警報器とは

火災が発生したときは、五感によって気付くことがほとんどだと思えます。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋等で物事に集中している時などには、火災に気付くのが遅れてしまいます。そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。

### ※設置されているご家庭は確認を!

住宅用火災警報器は、古くなると本体の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあり、とても危険です。住宅用火災警報器に記載されている「**製造年**」を確認して**10年を目安に交換して下さい。**また作動確認をした際、正常なメッセージが鳴らない場合は電池切れの可能性があります。併せてご確認ください。

問原消防署 予防係 ☎79-2442